

静岡県教育委員会

会議録

平成 26 年度 第 13 回定例
10 月 7 日（火）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 26 年 10 月 7 日に教育委員会第 13 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 26 年 10 月 7 日 (火) | 開会 | 15 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 17 時 50 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委員長職務代理者 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委 員 | 高 橋 尚 子 | |
| | | 委 員 | 斉 藤 行 雄 | |
| | | 委 員 | 興 直 孝 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓 | 教育次長 | |
| | | 水 元 敏 夫 | 教育監 | |
| | | 池 田 和 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 高 橋 雄 幸 | 健康安全教育室長 | |
| | | 山 本 知 成 | 教育政策課長 | |
| | | 中 川 好 広 | 情報化推進室長 | |
| | | 平 松 明 子 | 人権教育推進室長 | |
| | | 河 野 康 裕 | 財務課長 | |
| | | 杉 山 和 幸 | 福利課長 | |
| | | 林 剛 史 | 義務教育課長 | |
| | | 渋 谷 浩 史 | 高校教育課長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育課長 | |
| | | 北 川 清 美 | 社会教育課長 | |
| | | 増 田 曜 子 | 文化財保護課長 | |
| | | 福 永 秀 樹 | スポーツ振興課長 | |
| | | 石 井 宣 明 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 総合教育センター所長 | |
| | | 羽 田 明 夫 | 義務教育課人事監 | |

4 その他

(1) 第31号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 ~ 4 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、溝口委員、斉藤委員にお願いする。

【挨拶】

委 員 長： 会議を始める前に、私から報告がある。
私の教育委員長としての任期は今月の 18 日までであり、先日、次期教育委員長の選挙を行った結果、次期教育委員長及び委員長職務代理者を選出したのでこの場をお借りして報告する。
新しい教育委員長は溝口委員、委員長職務代理者は斉藤委員である。
任期は 10 月 19 日からの 1 年間となる。よろしく願います。
ここで、委員長退任にあたり、一言挨拶を申し上げます。

長い間の御協力に感謝している。難しい一年間で、全国学力・学習状況調査に始まって全国学力・学習状況調査に終わった印象がある。内部では議論が円滑に進まないこともあったが、少なくとも小学校の調査結果については国語・算数の総合順位を、昨年在全国 43 位の成績から今年は 15 位の成績まで戻すことができた。県民の皆さんに、小学校も中学校も平均正答率を全国の平均以上にするという約束をしてきたが、それについても 1 科目で 0.1 パーセント未達ではあったが、ほぼ全教科達成できた。約束をほぼ果たせたという意味で、民間の委員としてやるべきことをやれたのではないかと考えている。

それから、この間のいろいろな激しい議論の中で思ったことについてお話したい。レイマンコントロールとは何であるかということである。レイマンとは一般の市民を意味する言葉で、専門家ではない素人が教育委員として、プロフェッショナルである教育委員会事務局の皆さんに対して、いろいろな意見を申し上げるのが、このレイマンコントロールの趣旨だと考えている。その意味では、このレイマンコントロールを本当に体現されてやってこられたのが高橋委員であった。決しておごることなく、自分の信念、母親や P T A の立場から我々が考えていなかったことを発言されてきた。この御発言は非常に貴重であったと思う。その意味では、ここ半年間、レイマンコントロールがまるでレイマン支配のようになって、報告書の些細な部分についてまで注意をするようになってきたが、それは本来の教育委員会のあり方ではないのではという疑問を持っている。このようなやり方では、逆に教育委員をコントロールする上位の存在がないとまとまるものもまとまらなくなると心配している。

教育委員長としてこの一年間を過ごしてきたが、我々民間人がやれること、プロフェッショナルである事務局の皆さんがやることについて、それぞれが限界をきちんと見極めた上で運営していけば、必ず県民の期待に応えられると思う。来年 4 月 1 日からは、知事が総合教育会議

を招集して、教育の大きな方針を決めていくことになる。これは正しいことだと思う。なぜなら、県民に選挙で選ばれた知事が、地方行政・地方分権の根幹にあるからである。そのため教育委員には、これからも一般県民として、素人として、意見を言っていたきたい。

なお、このレイマンコントロールの最たるものがアメリカの陪審員制度であり、日本の裁判員制度である。この陪審員制度や裁判員制度には欠陥もある。それは陪審員や裁判員の見方が、若干民意に偏りすぎる傾向にあることである。そのため、最近の裁判員制度で出される判決は、同じ罪状であってもプロフェッショナルが出した従来の慣行よりも重い判決になることがある。それが良いことなのかをもう一度反省する時期にきている。アメリカでは、製品故障に関するメーカーへの訴訟で、何百億円という賠償判決が容易に出ている。それは陪審員が民間人のため、民間に対して甘い判決をして、メーカーに対しては極端に厳しい判決をしていることの表れであると思う。日本も良いところだけを取り入れるのではなく、その弊害も見つめていかねばならない。それが、我々が他山の石とするべきことである。

家族からも「教育委員長をもう辞めてもいいのではないか」と言われていたので潮時かと思うが、4月1日からの教育委員会の行く末を見届けてから、私の本当の引退を決めたいと思う。それまではよろしく願います。

次に、次期委員長となる溝口委員から一言願います。

溝口委員： 新しく、教育委員長を拝命することになった。来年度から、教育の大転換期を迎えるが、その中での委員長拝命となる。

委員長になるにあたって、私は3つの柱を考えている。1つ目は、子どもや教職員にとって活力ある教育現場をつくることである。2つ目は、知事や市町教育委員会との対話を持ってさらに連携を深めることである。3つ目は、加藤委員長は地域との連携を推進されたが、私もそれを継承して地域と連携して新しい学校づくりを推進していくことである。加藤委員長はコミュニティ・スクールや小中一貫校などを推進されたが、私は部活動と防災・防犯も含めて、さらに地域と学校が連携できるツールを編み出していきたい。その実現のためには、ここにいる教育委員の皆様や事務局、現場の先生とも、対話を大切にしていきたい。とりわけ、私が委員になったときと比べて、知事との対話も増えているし、市町教育委員会との対話も増えている。市町教育委員会はまだ本音を出せていないところもあるかもしれないが、声なき声を出せる雰囲気作りをしていきたい。腫れ物に触るようではなく、触ってもいいという距離感を大事にしながら努めていきたい。

何より、私というキャラクターは、バイタリティーを人一倍持っている。このバイタリティーを現場にいる子どもたちや先生たちに届けられるよう息吹を吹き込んでいきたいと思っている。若輩ではあるが、全身全霊で静岡県教育のため、委員長として奉職したいと思っている。

ので、一年間よろしく願います。

委員 長： 次に、次期委員長職務代理者となる斉藤委員から一言願います。

斉藤委員： 溝口委員の3つの柱については同感であるし、加藤委員長のレイマンとしての役割についても改めて同感している。未熟ではあるが、精一杯努めていきたいと思うので、御指導をよろしく願います。

委員 長： さて次に、高橋委員が今月20日で2期目の任期満了となり静岡県教育委員を退任される。長い間、教育委員として、また教育委員長として御活躍いただいた。ここで、高橋委員からも一言願います。

高橋委員： 平成20年4月、現役の保護者を教育委員に、ということで委員を拝命して6年半が経過した。今回の定例会が最後の定例会となる。

今振り返ると、長くて重い6年半であった。今日のこの日までやってこられたのは、関わってきた事務局や教育委員の皆様のおかげであり、また何よりも家族に感謝したい。どのようにすれば子どもが自立した社会人となるのかを考えて、親として一生懸命子育てをやっていく中で教育委員を拝命したが、私は特別な地位もない一人の母親である。その母親としての意見をこの教育委員会の場で述べていくことが、教育委員としての私に課せられた役割だという思いを貫いてきた。加藤委員長から先ほどの言葉をいただき、うれしく感じている。

私は、自分の子どもがいつか「あなたの子どもでよかった」と言ってくれるような子育てを目指してきた。教育委員になってからは、その志を大きく広げて、静岡県の子どもたちが「静岡に生まれてよかった」「静岡で育ってよかった」と言ってくれるようになることだけを願って、微力ではあるが最善を尽くしてきた。この6年半は私にとっても貴重な時間であり、皆さんに感謝してもしきれない。これからは立場が変わるが、自分自身も自立した「有徳の人」を目指して努力していきたいと思う。

教育 長： 加藤委員長には一年間の委員長任期をお勤めいただき、感謝している。これからも教育委員として御指導いただきたい。

また、高橋委員には6年半、母親としてまたPTAの代表として、大変ありがたい御意見をいただいた。これまでの御指導に心からお礼を申し上げる。

そのような中で、まことに申し訳ないことであるが、今朝、逮捕案件が起こってしまった。私たちが昼頃に情報を入手したところであり、詳細な情報は明らかではないが、事実関係を確認し、厳正に対処していきたいと考えている。今後、市町教育委員会の委員長や教育長との会合も計画しているが、そこで市町教育委員会にもお願いしていくし、一人一人の教職員の心に届く施策も考えていかねばならないと思っている。

委員 長： それでは、会議を始める。

第31号議案 静岡県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則

委員長： 議案書1頁「第31号議案 静岡県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

興委員： 確認させていただく。今の説明は、第3条の(1)と(2)を別にする必要がないので改正で一緒にまとめるとのことであったが、本当にそうか。この(1)と(2)では、違いが歴然としているように感じる。

教育総務課長： (2)にあるように「優れた業績を挙げ、他の模範となり」は第3条の条文にある「勤務成績良好で」に含まれると考えている。

興委員： 第3条の柱書きで「勤務成績良好で」と触れた上で、次に掲げるものとなっているので、単に勤務成績が良好でということではなく、一般職員については「優れた業績を挙げ、他の模範となり」とあえて書いてある。ではなぜ教育長、校長及び教育機関の長はそのようなことが書かれていないのかというと、そのようなことを経て「長」になっているので、わざわざ書く必要がないということである。そうであれば、この規定の改正で、どのようなことが顕在化するかというと、「優れた業績を挙げ、他の模範と」ならなくてももらえるということになるのではないか。逆解説ではそうなるが、それでよろしいか。

委員長： 以前に議論したが、この表彰は永年勤続表彰に近いものであって、教職員として永く勤務しているということに対して表彰するものである。処罰の対象になった者は除くが、目覚しい業績はなくても教職員として問題なく30年間を過ごしてきた人を表彰する、という趣旨によっているのだと解釈した。

興委員： そうであるならばむしろ、そのことを明確にすべきである。教育委員会表彰はこの条文に謳われているものというよりも、永年勤続表彰のような形に直すということを明確にして改正してはどうか。御指摘のとおり、永年教職員として問題なく勤続された人は、表彰に値すると私は思う。ただし、今回の改正はこれまで規定されていた内容を逆概念で否定してしまうので、地道にやってきた人も検証していく文化を創ればいいのか。そのようなことを別に出して、今回の改正をすれば論理が通ると思う。

しかし、今の説明はそうではなく、同じ概念の条文なのでまとめる、ということであった。もともと永年勤続表彰はそのような運用をしてきているとのことだが、改正で実際にも変わらないのではないか。

教育総務課長： その意味で、現状に則した形ということで、「優れた業績を挙げ、他の模範となり」を削除したものである。

興委員： そうであれば、冒頭からそのように説明すべきである。ちなみに県の職員に対する表彰規定はどうなっているのか。

委員長： 県の永年勤続表彰の内容について、調べて後ほど報告してほしい。

興委員： 今回の改正を否定する意思はないが、論理を顕在化して進めてはどう

かと感じる。

委員 長： 説明では、改正によって内容が大きく変わるイメージを与えたが、実際はそうではない。この優秀教職員表彰が特別に優秀な職員を表彰するというものではないということについては、昨年の定例会で確認してある。

溝口委員： 昨年確認したことは記憶にある。

興委員： 昨年は教育委員ではなく、そのときの経緯が分からないので、経緯を付して説明してくれれば、そのときの話が顕在化してくる。その努力をお願いする。

委員 長： 後で県の職員の規定について報告してほしい。その他に異議はないか。

興委員： 改正の方向性は良いが、書き方を見直してほしい。特に改正を提案する理由を明記してほしい。

教育総務課長： 承知した。

委員 長： 他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

委員 長： 第31号議案を原案どおり可決する。

報告事項1 監査結果に関する報告

委員 長： 報告事項1頁「報告事項1 監査結果に関する報告」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 監査委員会から報告されていることは、これまでも教育委員会の中で取り上げたことばかりであるが、何か質疑等はあるか。

溝口委員： 資料4頁の「いじめや窃盗などの根絶への取組」で、「本県の認知件数が6,400件を超えて前年度の倍以上に増加しているとともに、解消率は70.6%と全国平均を下回っています」とあるが、この解消率とはどのようなものか。

義務教育課人事監： 国が規定する解消率は、問題が完全に解消した割合のことである。本県は解消率が全国に比べて低くなっているが、とりあえず問題は解消したがその後も継続的な注意や指導が必要という項目もあり、本県はその項目が多い。解消はしたものの、その後も経過観察をしていかないと心配である事例については、そのように報告してもらっているので、結果的に未解消の件数が多くなっている。しかし、私たちとしては、学校がその後の指導も大事にしていると捉えている。いじめた側が一度謝罪したことをもって問題を解決したことにするか、今後も様子を見守るか、解消率は違ってくる。本県では、一定の解決は済んだものの、その後も継続して指導しているという回答が多いと捉えていただければよいと思う。

義務教育課長： 補足すると、解消率の数値そのものの定義も曖昧である。この平成24年は大津市のいじめ自殺事件が起こった年であり、この事件をきっかけに改めて全国的な調査が行われることになった。それによって、件数自体が全国的に増えてきたが、前年度と比較して爆発的に増えた県も出てきた。数万件の報告があった県もあるなど、増え幅にばらつきがある。そしてその県では、翌年に解消された割合が98パーセントということで、全国平均の数値そのものもぶれているという状況がある。

溝口委員： その意味では、解消率は幅があるので一つの指標に過ぎず、静岡県の問題発生件数の増加も問題が顕在化できてきている、という読み取り方もできるのではないか。

義務教育課人事監： そうである。

溝口委員： 問題の件数は減っているとは言えず、解決しなければいけない事案は増えているということか。それとも解決はできているのか。

また、解消率については、一回の謝罪をもって問題解消とするのではなく継続して指導していくことについては賛成であるが、まだまだ引き続き注目していきたい。

委員長： 解消率だけではなく、再発率も出てくると分かりやすいのではないか。そして、平成24年度のデータ自体が古いが、平成25年度の結果は出ていないのか。

義務教育課長： この調査結果は国の調査の一部であり、平成25年度の調査結果は今年の10月中に明らかになる。本来は今年の9月中の予定であったが、いじめ防止対策推進法の制定による措置状況の調査も発生したため、少し情報提供が遅れている。

委員長： 平成25年度の数字が出たところで、改めて議論すればよい。

興委員： 別件であるが、「指導」と「指摘」の重さはどうなっているのか。

教育総務課長： 「指摘」が一番上で、順に、「注意」、「意見」、「指導」となる。「指導」についてはここでは報告していない。

興委員： そうであれば、一番重い「指摘」が発生していることで、教育委員会はどうのように受け止めればいいのか。文書は出ているのか。

教育総務課長： 「指摘」については、監査委員事務局から、所長や校長が呼ばれて指摘を受ける形になる。

興委員： 監査委員から具体的な指示が出るのか。

教育総務課長： 指摘を受けて、再発防止について指導を受ける。

興委員： これから受けるのか。

教育総務課長： すでに10月3日に受けている。

興委員： 指導を受けて、それに対する対応がどうであったかが重要なので、教育委員会のこの場で、指摘を受けてどのような対応をするのか、報告していただくとありがたい。

教育長： それは報告書1ページの「4 今後の対応」にある。

興委員： 対応については了解した。

次に「意見」について、先にいじめ等の件数や解消率についての議

論があったが、大事なのは教育委員会としてどう受け止めて、これをどうしなければいけないかである。今のような議論でいいのか。いじめ等の件数が増えたことの解析や、実態を踏まえた判断が求められると思う。それについては、平成25年度の結果を待つのではなく、この場できちんとしたスタンスを出さなければいけないのではないかな。なお、次回はいつか。

教育総務課長： 12月27日である。

興 委 員： 次回のそのタイミングでもいいが、教育委員会としての対応を検討してほしい。

あわせて、いじめ防止対策推進法が公布・施行されて「実効性のある対策を引き続き推進」という要望があるが、これまでもやっているが引き続きやってほしいという理解でいいのか。

教育総務課長： そうである。監査委員からも、不祥事やいじめ等の対策について教育委員会が取り組んでいることは理解しているが、さらに一層努力してほしいとの話があった。

興 委 員： 大事なことであるが、監査委員がそのことを理解できているということでしょうか。

教育総務課長： そうである。

興 委 員： 監査委員が評価した上でさらに、という理解でよいか。

教育総務課長： そうである。

興 委 員： 了解した。

委 員 長： 他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 平成26年度全国学力・学習状況調査結果分析の中間報告

委 員 長： 報告事項5頁「報告事項2 平成26年度全国学力・学習状況調査結果分析の中間報告」について林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項(分析結果報告)についての説明>

委 員 長： ここまでについて、質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 別添資料1の14頁に「目標を示す、振り返りを行うことについて、教師と児童生徒間に意識のずれが見られる」とある。このことについては、ある程度のギャップがあるのがそもそも当たり前だとは思いますが、ギャップが大きすぎるように感じる。特に中学校は、教師の「押さえる」と生徒の「確かめる」の間で意思の疎通ができていないようにも感じられる。このギャップの背景は何だと考えているのか。

義務教育課長： 今、分析してもらっているところであるが、一つには、先生方自身の意識は高まっているものの、それが実践として授業の中に出てきていないことが挙げられる。村山教授も、それが定着してくれば児童生徒の意識も高まってくるが、その問題は指摘できると言われた。なお、分析

結果についての説明については、12月の最終報告書に記載していく。

委員長： 学校だけでなく会社においてもそうであるが、経営者が朝礼で「このような目標があるので、このように努力してほしい」と話をして、聞いている従業員がその話を自分のこととして受け取る比率はあまり高くない。従って、経営者は同じことを繰り返し言い続けないと浸透しない、とよく言われて、私も経営者として肝に銘じてきたわけである。学校の先生も同じで、自分が言ったことがどれくらい浸透しているのかは、繰り返し反復しないと子どもたちに伝わらないということだと思う。特に今年からやり始めたということであるならば、余計に子どもたちの受け取り方は低いと思う。

溝口委員： これまでも出ているが、もう一つのギャップとして、新しい指標であるSPECが挙げられる。算数や数学はそれほど感じないが、特に国語は全国平均正答率との開きがある。SPECの精度を上げるために、今後どのような取組を考えているのか。

義務教育課長： 問題自体の傾向として、算数や数学については、かなり似た問題があるので予想しやすいこともある。そして御指摘のとおり、SPECの精度を上げていくことは重要であり、分析結果を生かしていきたい。

委員長： その意味でも、平均正答率をある程度公表することは必要である。特に応用であるB問題は、全国的に平均正答率が低い。自分や該当する地域の正答率が5割や6割となった結果だけを見るとショックを受けるが、全国平均正答率も低いことが分かれば、自分だけが劣っているのではないと知り、自分の学力を相対的に把握することができる。平均正答率を公表することで、問題自体の難易度を理解し、他者と比較して自分がどうなのかを反省する材料になる。それをやらないとテストを受ける意味がなくなってしまうので、ある程度の公表は必要であると思う。

興委員： 別添資料であるが、限られた時間で村山委員会に提出したことは非常に良かったと思う。そして、10月10日の知事と教育委員との意見交換会のタイミングにあわせて、この場に資料を出してもらった。これまで、調査の分析結果を基に10日の意見交換会に臨むべきだと再三主張してきたので、これは大変ありがたい。

他方、5月や6月に指導主事が学力・学習状況調査の採点をしているが、静岡県の教育を引っ張っている立場で、生徒が到達することが期待されるレベルを見極めようという議論がそこであったのだと思う。その観点から言うと、全国と比較して平均正答率がどうだという議論になってしまっており、この中でそのような切り口が生かされてきたのかが見えてこない。むしろ大事なものは、現場の教育を担当している方々が、この調査を通して、自分の教育の実践についての振り返りに使えるようなデータを提供することであると思う。委員長が言われたように全国平均と比較する意味はあるが、学力の結果が教育の現場に携る方々の期待するレベルまで達していなかったのであれば、どこに

問題があるかを顕在化できるだろうし、それによって教育の実践の上で生かされる対策が出てくるだろう。そのようなことを資料の中から引っ張り出すことができれば素晴らしいと思う。しかし、そこが見えないので、問題を顕在化させる努力を村山委員会で挙げてもらえれば、その中から教育の現場に生かせるものが出てくると思う。それが村山委員会の重要なミッションである。全国の平均正答率との比較は本質的な話ではない。ただ切り口としてはそのようなことを前面に出して、その上で全国の平均正答率との比較を出してもらえれば、非常に腑に落ちる報告になる。以前、斉藤委員から応用問題について御指摘があったが、静岡県だけの問題ではなく東京・神奈川・愛知と比べても遜色がなく、むしろ上位にあるというポジティブな評価ができるのではないかと申し上げた。他とのバランスに振り回されてしまうと、今問題が起こっているように、平均正答率を市町ごとに公表して刺激するという議論になってしまう。大事なことは教育の質を上げていくことであり、その観点からこのペーパーを生かしてくれれば、5月や6月の議論が生きてくるのではないかと思う。このことについては、10月10日に知事にも伝えていきたいと思う。

義務教育課長： 承知した。学力向上推進協議会で分析した結果は改めて教育委員会に報告するが、今いただいた御意見もその中に活かしていく。

なお、指標の扱い方だが、全国の平均正答率だけでなく、本県独自のSPECについても扱っていく。そのため、全国の平均正答率を上回ればいいということではなく、例えば2頁の「主として「活用」に関する問題B」で「SPECを40と設定したが、B1三、B2二は下回った」のように設問に応じて指標を使い分けているので、それについても分かりやすく記述していきたいと考えている。

興 委 員： 各教科の概要に触れる際に、できるだけ間口を広げて問題を指摘して顕在化し、それに対するアクションが見えてくるようにまとめる努力をしてもらえるとありがたい。

義務教育課長： 承知した。

委 員 長： 学力はAオアBではなく、AアンドBのように、いろいろな要素を積み重ねていくものである。真の学力は何か、とタマネギの皮むきのように探していっても、何も見えてこない。皮そのものが芯を形成しているという考えで、平均正答率も大事であり、全国との相対的な位置も大事である。さらに具体的な問題についてどのように対応していくかも大事だ、というようにアンドアンドで積み重ねていくものであって、オアで括ってしまうと分かりやすくなるが、それでは本当の意味での学力の向上にはつながらない。

さて、他に御意見はないか。

それでは続いて、これまで長い間議論してきた文部科学省への報告書について説明願う。今日はなんとしても最終案を出したいと思う。各委員は言いたいことを繰り返すのではなく、事務局から出された案

を中心にして議論をしていただけるとありがたい。

義務教育課長： <報告事項（文部科学省への報告案）についての説明>

委員長： 御意見はあるか。

興委員： 溝口委員に確認したい。 の「一部の委員から知事に「お任せする」のは県教育委員会としての職責を果たしていないとの指摘があった」を是非入れてほしいとのメールを昨日いただいたが、それはどの部分が問題なので入れてほしいと感じているのか。

溝口委員： を入れるのであれば、 に追加してほしいということである。この日の議論で、「実施要領を無視した形で発表する可能性もあるのではないか」という指摘があった。この「一部の委員」とは私のことであるが、その指摘を踏まえてもお任せするのであれば、教育委員会としての職責を果たしていないのではないかと、いう趣旨である。この原案だと、 とセットであり、実施要領を守ることを前提に「お任せ」ということと、全てを「お任せ」ということについては、温度差があった。実際にそのようなことが出ること自体、公表のあり方についての議論がなされていなかった証拠である。私としては、原案のまま と は両方なくてもよいと思うが、もし を入れるのであれば、膨らませた議論も入れなければいけないと思うので も入れてほしいとお願いしたものである。

興委員： 今の溝口委員の御発言の は、このときではなかったはずである。原案では9月3日の記述であり、 は「意識の向上と取組の改善をもたらした面もあったと意見も出された」までとなっていた。

溝口委員： 私の記憶では、9月1日の議論は と であった。

興委員： 9月1日の議論は の部分であり、 は9月3日のことである。かつての事務局案では、今回の が であり、今回の はなかった。委員長の「お任せします」の発言が今回の状況を起したことは問題であり、結果のフォローとしては今回の が生きてくるが、ここに入れる必要はないと伝えた。ただ、今の発言を聞いてみると、「お任せする」の言葉が適切なのかどうか、ということだと思う。 は別の問題で、 にはもともと下線が付いてはいなかった。今日資料として提出するときには下線を付けてあるが、そもそも事務局が9月29日に送信してくれた資料とは違うものということではどうか。

義務教育課長： 違うものである。

興委員： したがって、ここはもともと争点ではなく、溝口委員が言われている「お任せ」を別の表現に置き換えればよいと思う。

私の印象で9月1日の議論はどうだったかといえば、「意識の向上と取組の改善をもたらした面もあった」ことは皆さんが発言した。そのとき、私は自分の意見は言わずに、各委員の御意見を出してもらったつもりであった。あわせて大事なことは、知事は県政を預かる立場であって、教育委員会の立場は違うので、知事がどう判断されるかは教育委

員会が指示することではなく、知事の判断にお任せするということが、そのときの結論であったということである。そのため、加藤委員長の「お任せします」の発言は確かに衝撃的ではあったが、解釈の仕方によってはそう読めるのではないか。そうであれば、「知事の対応はお任せする」の表現を「県政を担われる知事の判断に任せる」のような言葉に置き換えたほうがよい。県政を預かると知事と教育委員会では立場が違うので、教育委員会が知事に指示をするのは失礼である。

そこで大事なのは、なぜ を入れていただきたいかである。皆さんの理解では、校長名公表については「是」とする意見があり、そこを含めて知事が決断したことはそれなりの意味があった、というのが9月1日の臨時協議会の雰囲気であったと思う。つまり、「一部の委員から」は私ではなく、皆さんではなかったか。それを書かないわけにはいけないので、報告書に入れたらどうかと提案しているものである。それが、加藤委員長の「お任せします」の発言の遠因になっている。そうだとすると、論理が通ると思う。

委員 長： 確かに の意見はあったが、 の意見については、「お任せ」の表現も含めて「後から思い出してみるとこうだ」として付けられた文章に思える。私が9月1日に皆さんに確認したのは「知事に対して条件を付けて、条件を受けないならばデータを渡さないということか」ということであり、その問に対しては「それはできないだろう」という回答があったと記憶している。

委員： 今の委員長の発言は少し違うのではないか。昨年の公表問題は、最初のデータ提供の際、受け手の側が条件に納得するのであれば、データを渡すということだったと理解している。実施要領には明確に「関係機関等に対して調査結果等を提供する場合には、提供を受ける機関等において本実施要領の趣旨が遵守されることを前提とするとともに、本実施要領の趣旨に基づいた取扱いが行われるよう必要な措置を講ずること」とある。それが県教育委員会の義務である。それを県教育委員会として果たしてきたかということ、私はしていなかったと判断せざるを得ない。県の教育行政の執行の上で予算や人員を預かっている知事には、データを渡して県の教育の実態を知ってもらわなければならない。つまり、データ提供の際に、条件を付して「実施要領を守るのであれば渡します」というのではなく、データを渡した上で「ただし実施要領にも公表はこのように規定されている」と知事に説明する責任が県教育委員会にはあったのである。そのため、9月1日の臨時協議会の場で私は、わざわざ実施要領を席上に配布してもらって意見を述べた。その上で、知事の立場は教育委員会の立場とは全く違っており、教育委員会は地教行法で責任を負っている部分だけであるが、知事は県政を預かる立場で県全体の施策をどう進めていくのかという役割があり、その中で知事がどう判断するかは知事によるというのが総括であったのではないか。

委員長： について、「また、教育委員長による「お任せします」との発言の後、知事から、公表に当たっては文部科学省と同じ姿勢で臨むべきであり、4日には結果をどうするか発表したいとの発言があった」で終わるべきという私の意見について説明する。

9月24日の定例記者会見で知事の意味表示があった。そこで知事は「教育委員会との意思疎通も問題なく、公表自体は実施要領に則り、自らの責任で行ったものである」と発言されており、私からの「お任せします」という発言の真意は伝わったものと理解している。そうであれば「自らの責任で行った」とは言わないだろう。

興委員： その解釈はいろいろあると思う。この報告書案の中には出てこないが、9月4日や5日の知事の発言で重要なのは、9月3日に「4日に知事としてどのように公表するのかの方法は伝えていないが、思いは教育委員会の皆さんの目の前で説明した」との部分である。9月5日にはデータの扱いについて「教育委員長から任された」とも発言している。そうであれば、実施要領の遵守はさておき、知事は教育委員会から全部を任されたという認識で行動しているということではないか。

その後「実施要領を読んでみると、それに違背するようなことはしていない」とも発言している。市町教育委員会の同意の取り付けを行わなかったことは事実としてあるが、それは知事の責任ではなく、そのときに確認行為をしなかった教育委員会の責任であると思う。したがって、知事が「教育委員会に責任はない」と発言しても、社会に対して県教育委員会は責任を全うできないだろうというのが私の素直な印象である。その整理についてであるが、報告書案にはその部分は書きにくいので、 は残して、 の「お任せする」を別の表現に置き換えて、溝口委員も納得できるような形にしてほしい。 の後半の「一部の委員から知事に「お任せする」のは県教育委員会としての職責を果たしていないとの指摘があった」は後日の話であり、9月1日には一切なかったと思う。後日の話をここに持ち込むと論理が潰れてしまう。

溝口委員： 私は9月1日に、山崎教育次長から「公表に関して、もしかしたら要領以外の方法で行う可能性もある。その場合はどうするか」という問いかけがあり、それに対して加藤委員長が「政治家として政治生命をかけて行う行動に対しては何も言えないのではないかと」発言したと記憶している。

委員長： その席でそこまで言った覚えはない。

齊藤委員： 私も、そのときにその発言はなかったと思う。私の記憶では、9月1日の時点では、「お任せする」という言葉は出ていない。 は確かにあったので入れるべきだとは思いますが、 については、知事が規則違反はしないと発言していることが議論の前提であった。それで私は、「知事が規則違反はしないとやっているのです、その知事に向かって「嘘ではないですね」というような失礼な発言はすべきでない」と発言したも

のである。

興 委 員： 齊藤委員がそう発言したことは私も記憶している。だからこそ、実施要領を遵守してほしいということではなく、実施要領に規定されていることだが、公表の主体が県教育委員会であることを知事に説明しないといけないと発言した。つまり、実施要領遵守は知事が表明されているので、そのことについて異議を唱えるわけにはいかない。そこで議論をしてしまうと、知事の気持ちと正面からぶつかってしまう。そうではなく、教育委員会が公表の主体であることを伝えてほしいということである。

なお、そのときは、実施要領について事務局が知事に説明したと理解していたが、後になって確認してみると、直接説明したのではなく資料として渡しただけであって、知事が実施要領を読み込んでどのように発言したものであった。それは今後の反省点である。

齊 藤 委 員： 結果的に今になって振り返ると、日本人的な礼儀として、知事にそのような確認をしては失礼だと思ったが、それは甘かったのかもしれない。やるべきことをやらなかったという不作為は反省すべき点だと、今になれば感じている。

興 委 員： の後半の「一部の委員から知事に「お任せする」のは県教育委員会としての職責を果たしていないとの指摘があった」を削除する一つの方法がある。「知事への提供にあたっては、知事が実施要領遵守を約束したが、県レベル調査主体は県教育委員会であることを説明し、それで県政を担われる知事の判断に委ねる」などのように、加藤委員長が納得できる表現に置き換えてくれれば、9月1日の論理が通ってくると思う。

溝 口 委 員： 私の覚書によれば、仮に知事が校長名の公表を強行しようとした場合にどのように対応したらよいか、という議論があった。 の「お任せする」の表現は不適切であったので訂正してほしいが、そのとき、教育長は要領に則るべきと主張し、私も昨年の公表については叱咤激励だった部分もあるがやはり実施要領は守るべきだと発言した。ともかく、9月1日には意見がまとまっていなかった。そのため、 は入れるべきであるが、皆さんの意見はバラバラで「本年度の公表の在り方について協議が行われていなかった」のであり、今でも曖昧なので自体が不要であると思う。あとは議事録で行間をフォローできるのではないか。

興 委 員： 教育長もあのときに繰り返したのは、知事が実施要領を守ると発言している、ということであった。そのためデータを渡したいというのが、9月1日の事務局側の提案であった。しかし、実は知事が行うべきは公表ではなく、そもそも公表の主体は教育委員会であることを私たちが理解しないといけない、と私は発言した。つまり、知事が行うのは全国学力・学習状況調査の結果の公表ではなく、教育委員会が公表したのものに対する県政を預かる知事としてのメッセージである、と繰り返

返し発言したはずである。

溝口委員： 私の覚書では、仮に知事が公表を強行した場合の対応例として、公表は知事の責任と権限に基づいて行ったことであり、これに対して教育委員会としてはコメントする立場にない、というのが一つの合意だったと思う。

委員長： あのときにはとても多くの意見が出た。「それでは9月3日に教育長が知事室に行けないではないか」、「どうしていいのか分からないではないか」ということで、とにかく「条件を付けて、知事がこちらの条件を飲まない限り渡さないというようなことはしない」ことについては合意できるとした。そして、それだけしか合意できなかった。それで9月3日に、データの上に実施要領を載せて、知事に渡したわけである。その上で知事からは、「実施要領を読んで、それで一晩検討して判断する」との発言があった。あのような状況の中で、データの内容について細かく報告することはできないので、「昨年に比べて喜ばしい結果が出た」ということだけで、詳細は読んでいただきたいとして渡したものである。9月1日に、明確な方向を定められなかったのが事実である。しかし、その中で最低限、確認できたのは、実施要領とデータを一緒に持って行って、実施要領をきちんと読んだ上で対応してほしいとして渡すということであった。そのため、条件を飲まないからといってデータを持ち帰るとか、相手の出方を見て渡さないなどということはない、ということだけを決めたのである。

興委員： 私が教育委員会の委員になって残念に思うのは、少数意見が大勢でない場合は抹消されて記録に留められないことである。少数意見であっても、きちんと斟酌する余地があるかどうかを考慮する必要がある。

9月1日の臨時協議会で、私が繰り返し発言したのは、公表は知事ではなく県教育委員会の責務であるということである。だからこそ、実施要領を席上に配布してもらった。羽田人事監、それでよいか。

義務教育課人事監： はい。

興委員： わざわざ実施要領を読み上げ、「だからこそ教育委員会が公表しなければならない。知事をするのは公表だと認識するのではなく、県政を預かる立場の知事としての何がしかのメッセージである」と繰り返し主張した。それが、総意にならなかったと総括されてしまうと、何を言っても報告書で汲まれなくなってしまう。私の主張を理解できないというのであればやむを得ない。「お任せ」の発言を別の表現で置き換えて、公表の主体の前に、知事がかねて発言したことを入れるようなまとめ方が一番適切ではないかと思う。最後に繰り返すが、公表の主体である県教育委員会等が、「関係機関等に対して調査結果等を提供する場合には、提供を受ける機関等において本実施要領の趣旨が遵守されることを前提とするとともに、本実施要領の趣旨に基づいた取扱いが行われるよう必要な措置を講ずること」と実施要領にある。それは教育委員会が行わなければならない。しかし、提供を受ける知事に対

して、そのような行為をしたかと言えば、直接知事に会う機会がなく、資料を作成して渡したただけであった。それには教育委員会を縛っていることだけで、関係機関にデータを提供することには触れていない。県教育委員会がそこまで意を尽くさなければならないことを、知事は理解されていないのではないかと。県教育委員会が十全の努力をしたとの判断はできないと思う。知事の行為は知事の判断の問題なので別であるが、県教育委員会としての責任は甘受しなければいけないと思う。したがって、ここは「お任せ」の表現についての意見はあるが、この部分を明確にしておけば、全体として上手く収まるのではないかと期待している。

溝口委員： それでは「お任せする」の部分に、「その後の知事の権限で行うことであり、それに対して教育委員会としてコメントする立場にない」と挿入すればいいのではないかと。

興委員： 加藤委員長はその趣旨を踏まえて「お任せします」と発言されたので、その整合性を考えて、委員長がふさわしいと思う言葉を選択していただければいいのではないかと。

委員長： が後から考えた文章という印象を受けるのは、「教育委員会としての職責を果たしていないとの指摘があった」の部分があるからである。この部分は、知事の行ったことを後から振り返って出来上がっている。9月1日の時点では、皆さんも知事があのようなことを実行するとは思っていなかったのではないかと。

興委員： 私の意見は違う。私が繰り返し発言したのは、公表の実施主体は教育委員会であることである。9月1日の臨時協議会で「村山委員会の報告がまとまる12月まで、教育委員会は何もできないのか」と質問したとき、教育長は「できない」という発言をした。それでは中間的でもいいので、教育委員会として整理して、教育委員会の公表について早急に案を作れないかと相談した。しかし、できないということになって、知事と教育委員会が公表のあり方も含めて協議する場を作ることが妥協点となったと思っている。繰り返し発言したのは、教育委員会が何の公表のスタンスも明確にしないで知事に報告を上げてしまえば、当然知事は公表することになるだろうということである。それを懸念したからこそ、知事に実施要領遵守を確認するのではなく、教育委員会としては主体が教育委員会であることを知事に説明する必要があるのではないかと発言した。

溝口委員： 私が「一部の委員から」と書いた部分は撤回するので、削除してほしい。ただ、この「お任せ」の前半部分は、後半を追加しないと整合性が取れないように感じる。「県政を担われる知事の対応はお任せする」の表現を、加藤委員長が納得される表現に変えていただければ、撤回する。

委員長： 今日、我々が話し合わなければいけないのは、教育委員会として実際に起こったことをベースにして何を反省するかということと、事実に基づいて文部科学省に報告することであり、この2つは分けないとい

けない。「反省する」「このような予想があった」「私はこうすると思った」などのような意見を報告書に入れたら、まとまるものもまとまらない。

非難されても仕方がないが、9月1日の時点では、知事がどのような公表をするのかという確信がなく、曖昧であった。今回の公表問題は、それぞれが確信のないまま前に進んだ結果として起きたことであり、起こった後で「知事がこんな発言をしたので、知事は最初からそのような確信があったことは予想できた」などということは、書くべきではないと思う。

溝口委員： それについても議論ができていなかったのが事実である。

高橋委員： 報告は時系列に則って、事実を淡々と書けばよいと思う。議事録に残せなかったことに関して、「ああ言った」「こう言った」と主張しても後々のことであり、記憶も曖昧になっている。議事録に残せなかったことに関しては仕方のないことである。それぞれの思いがあり、思ったように伝わらなかったこともあったはずである。しかし、それは仕方がないことである。そのことを踏まえて、今回のことを反省し今後はどう活かしていくのかということが大事である。今後の課題と対応について十分に議論を膨らめていくことが必要であり、済んでしまったことについては、事実だけを文部科学省に報告していくということが大事である。報告書に「このときにはこの人がこう言ったけれどもこのような思いだったのではないか」などと推測的な部分が入ってしまうと、報告された側に事実をゆがめて受け止められる可能性がある。今回のことを反省して次に生かすことに力を注ぐべきである。

興委員： 今の発言は大賛成である。私はこの定例会の前に、「県教育委員会が報告書をまとめるにあたっての事実」という資料を出した。基本的には一つ一つの事実を積み重ね、報告をまとめなければならない。

ところで確認したいのは、 の下線部分はなかったのかということである。もしなかったのであれば全部削除してもよいが、あったのであれば、どのような表現であれば皆さんは受容できるのか。少なくともこのことについてはかなり議論があったはずである。当日の記録として残したくないとのことであればそれでもいいが、私は保留したい。

溝口委員： と については、私も、市町教育委員会からも公表に向けた動きが出てきている中で、市町の自主性を促すような形でインセンティブを与えてはどうか、とアイデアを出した。そのとき、皆さんがそれぞれの意見があり、 についてはある程度の効果もあったが、少なからず弊害もあったということだったと思う。私個人の意見としては、曖昧な部分があるので、最初の事務局案のまま と を削除してもまとまるのではないかと思う。

興委員： それには反対である。教育委員会は無責任である。

溝口委員： しかし、9月1日に合意ができていなかったのは事実である。

興委員： 合意がなくても、どのような表現であれば受容できるのか。

- 溝口委員：意見が割れているので、多数決でいいのではないかと。私はとは両方なくてよいという意見である。
- 興委員：加藤委員長はデータ提供の後の記者会見で、昨年の校長名公表に触れ、それなりの効果があったという発言をしている。委員長が9月3日にそのような発言をした遠因は、の中にあつたのではないかと。
- 溝口委員：私の意見は異なる。委員長が「お任せします」と発言した背景には、昨年、最初のときにデータを提供できず、知事と教育委員会の関係が悪くなったことがある。知事との関係に波風を立てないようにと考え、関係を円滑にするためには一番適切な表現だったのではないかと。その意味も含めると、いろいろな思いが混乱している中で、は残してもいいがは曖昧なので記すべきではないと思う。
- 斉藤委員：については確かに9月1日に議論したので、事実であると思う。に関しては、どのような表現に変えるかは別にして、少なくとも「お任せ」という言葉はこの時点では出ていなかったと認識している。は削除してもいいし、表現を変えて残してもいいと思う。
- 委員長：を残すとすれば、「一部の委員から」ではなく「委員から」と変える必要があると思う。ただ、昨年の校長名公表については、100パーセントポジティブな意見というわけではなかった。割合で言えば、6割くらいはポジティブであったが、4割くらいは問題もあつたという認識である。
- 興委員：昨年の校長名公表のときは、私はまだ教育委員ではなかったため、昨年はどのような状況だったのかわからない。しかし、9月3日の「お任せします」の発言の後、記者会見で委員長がはっきり発言したのは、「先ほど私は「お任せします」と伝えましたが、政治家としての知事の役割があります。昨年大きな話題にはなりましたが、その結果として学力テストの数字は上がっているわけです。ですから、その意味で言うと、昨年は「大山鳴動して鼠一匹」ではなく、オオカミやライオンが出てくる結果になったのではないかと考えておりますので、全体での県民を鼓舞する、或いは教師を鼓舞するという意味で知事が考えることについては、お任せしたいということです」ということである。高い立場で県民や教師を鼓舞するという意味で、知事にお任せしたという判断は正しいと思う。ただし、完全にお任せしたわけではなかったため、表現を変えてもは残したほうが、事実を淡々と説明することになるのではないかと。そのような意味ではなかったため書きたくないということであれば、「大勢として」としてもいいが、記録としては残しておかないと、「教育委員会は何をしていたのか」「委員長は勝手にお任せしたのか」という議論になってしまう。委員長個人の責任ではなく、教育委員会全体として受け止める問題であるというメッセージである。
- 委員長：「お任せします」は非常に短い言葉であるが、その真意を知事が理解したという感触を私は強く持った。なぜなら知事は、任された以上は

何をしてもいいというのではなく、自分で一晩熟慮してどのようにするかを決めると発言したからである。そのため、方針を決めたときには、あらかじめ事務局に連絡があるのかという期待すらあった。しかし、一度決めたことについては、周りの意見を聞くのではなく、記者会見やホームページで出したということだと思う。しかし、対話のキャッチボールをする中で、知事はよく理解されていたと思う。

興 委 員： 知事がどのような公表をするかは別として、知事がそこまで汲んでくれるだろうと感じたのは、その場の雰囲気としてやむを得なかったのだろうと思う。

ただ、「お任せします」の発言の後に、文部科学省が47都道府県の序列化となる公表をしているので、同じような方針で臨みたいと知事は発言した。そうであれば、9月3日の の部分であるが、「4日には結果をどうするか発表したいとの発言があった」ときに、黙っていてよかったのか。事実としては何もしなかったので、「これについての確認を憚ったことがあった」を追加する必要があると思う。なぜかというと、教育長がその後「残念である」と発言しているからである。各市町教育委員会にこれまで方針や約束をしてきたのに、結果としてそれに反することになってしまったことに対して、残念だと発言しているのである。私は、5月と6月の2回にわたって方針を出し、市町教育委員会にも公表を促してきた県教育委員会としては、このときどのような公表をするかの確認をしておけば、その後に手を打てたかもしれないと思う。それは邪推であるかもしれないが、確認をしなかったという事実はあったので、追加してもらったものである。皆さんの総意がこの部分を棄却するというのであれば、私としてはこだわらないが、私がそのとき委員長であれば、少なくとも責任を感じてこれについては入れてほしいと感じるだろう。結果としては確認しなかったが、教育長はそれでよかったのか。

教 育 長： そのとき私が与えられた任務は、事務的に淡々と実施要領とデータを渡してくるということであった。それが教育委員会としての総意であったと考えている。その際に発言する言葉は「実施要領に基づいてデータについて取り扱っていただきたい」のみで、昨年のものであるので、その言葉以外は発していない。そのため、知事がどのような発言をされても、私はその言葉を伝えて、あとは淡々と実施要領とデータを渡してくるというのが、今回の任務であったと思う。あのような展開の中で何ができただろう。今になって振り返れば「ああすればよかった」「こうすればよかった」という思いはあるが、それは最初の想定になかったことである。

もう一つ気になるのは、昨年度の知事による校長名の公表で の「意識の向上と取組の改善をもたらした面もあった」ということである。確かにこのような御意見も出たが、それは結果論であって、この御意見は昨年の知事の校長名公表を是認するような形で出てきたわけでは

なかったと思う。そのため、先ほど興委員からは「お任せします」の発言の遠因であるという指摘があったが、これは結びついてはいないと感じる。私も「校長名公表が影響を与えた」と記者会見で発言したが、「改善」という言葉は使わなかった。9月1日に「改善」という言葉は出たかもしれないが、それは去年の知事の校長名公表を認めた遠因でも要因でもなかったということは確認しておきたい。

興委員： 9月1日の会議では、教育委員会として去年の9月以降にどのような動きがあったのか説明してもらったときに、教育委員会として知事をなじるような発言はなかったと思う。

溝口委員： なじってはいない。教育長も「なじっている」とは言っていない。しかし、功罪があったという面では、功と罪について私も言及した。ただ、 のままでは、功ばかりではなく罪もあったということが薄まってしまうという指摘であると思う。

興委員： そうであれば罪の部分も言及すればいいのではないか。

義務教育課長： それについては、興委員からいただいた原案に「学校現場に様々な影響を与えたが」との文章を補った。

興委員： 私は「学校現場に様々な影響を与えたが」には、功罪の両方が含まれると思う。デメリットだけでなく、良さも読める幅広い概念であるので、これでよいのか。

委員長： 議論は尽くされたので、そろそろ結論を出してもよいか。もし、興委員が最終的に皆さんの案に反対であるならば、我々教育委員会として、そういう意見があったということを持っていけばいいのではないか。文部科学省に内部が割れていることを見せる必要はないと思う。

義務教育課長： 本日の議事録は、前回と前々回の定例会議事録、そして10日に予定されている知事と教育委員との意見交換会の議事録とあわせて、文部科学省に報告する予定である。

興委員： 今の委員長のメッセージはよく分からない。今の全体の雰囲気としては はあってもいいということではないか。

委員長： については、「一部の」を消せば総意だったということだった。

溝口委員： 林課長からいただいた原案には、功罪が入っていたのか。

義務教育課長： 私が昨日お渡しした案には罪についての言葉がなかったので、「学校現場に様々な影響を与えたが」との文章を補ったものである。

溝口委員： を入れるのであれば、それでいいと思う。

委員長： 多数決で決めることではないのかもしれないが、いつまで議論しても終わらないので、議長として提案する。 は「一部の」を除いて委員の総意として功罪両方が出たということを残す。ただ、 については後からこういうことだったと解説的に書かれているので、 については削除する。これでよいか。

興委員： そのように言われると、発言が事実ではないように感じられる。

溝口委員： そのようなことはない。

興委員： 公表の主体が県教育委員会であることは重要なことなので、それは残

してほしい。

溝口委員：それは残してもいいのではないか。

興委員：そして「そのうえで」以降はどうするか。

義務教育課長：後半の「お任せする」の部分は「条件を付さずに」のように置き換えてはどうか。

委員長：書かないほうがいいのではないか。そこに強い意思はなかった。

溝口委員：最初の「県レベルの調査結果の公表の主体は県教育委員会であることを説明した」で終わればいいのではないか。

興委員：「説明したうえで」として、続きを考えてほしい。

溝口委員：原案はどうだったのか。

義務教育課長：原案にはなかった。

興委員：私が「県政を担われる知事の対応はお任せするとの方向を確認した」の部分を追加した趣旨は、「お任せします」の発言があったので、そのところを無理に引っ張ってきたものである。そのため「お任せする」はそのときの言葉ではなかった。それ以外の表現で差し込んでくれればありがたい。

溝口委員：委員長にお任せすればいいのではないか。

委員長：私に任せてもらうとのことによいか。後で林課長と考えて、改めて皆さんにお知らせする。

義務教育課長：については残したままでよいか。あるいは最後の「発表したいとの発言があった」で終わるべきか。

興委員：「これについての確認を憚ったことがあった」は事実なので書いてほしいが、削除するのであれば、この発言があったことは残してほしい。

溝口委員：最後の「発表したいとの発言があった」で十分認識できると思う。

委員長：先ほど教育長が言ったように、「憚る」とか「憚らない」などの意識はなかった。提出して終わり、という考えで臨んだということである。これでよろしいか。

興委員：少し確認したい。前半の部分で下線がついていない箇所があるが、昨日事務局に確認したときに直してくれたのか。

義務教育課長：全て反映した。

興委員：昨日いただいた資料について言及すると、1(1)の1項目で、「県教育委員会は、市町村教育委員会別・学校別の平均正答率等の公表を行わないこと、また、市町教育委員会には、調査結果について、児童生徒の学力の現状と課題が学校、保護者等の間で共有できるよう公表を促していく方針を了承した」とある。これだと、平均正答率の公表について、市町教育委員会を縛っている印象になるので、県教育委員会のやることと市町教育委員会のやることを明確に分けて書いてほしいとお願いして、「県教育委員会は」と「市町教育委員会には」というように分けていただいた。

もう1点は、1(2)の2項目で「知事としての何らかの公表を考えているのかとの質問に対し、規則に違反することはしないこと、教育

委員会からデータの提供を受けてから考えるとの認識であるとの発言があった」と書かれていた。当時の知事の記者会見の概要を読んでも「認識」というのは印象としてもぴんと来なかった。そこは事実立脚して淡々と書いてほしいということで、削除してくれたのか。

義務教育課長： 1回目の「認識」は興委員ご自身が出した意見である。

興委員： 私が言ったからではなく、事実立脚して書いてほしいとお願いした。検証の責任は事務局にあると思うので、お願いします。

委員長： 他に異議はないか。

委員： (特になし)

委員長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 補助教材採択状況調査結果の報告

委員長： 報告事項6頁「報告事項3 補助教材採択状況調査結果の報告」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

興委員： 確認したい。

補助教材については、昨年度1月第2回の教育委員会で決定がなされている。実は教育出版が問題になっていたことは最近聞いたことであり、当時はその背景をよく知らないままで、補助教材の取扱いを決めた段階では配慮できなかった。しかし、9月6日7日の事業レビューの対象になり、またその前後に新聞などで大きく報道されていた。事業レビューの実施前には、教育出版側がレビューに出席しないことを憂慮するという記事もあった。

この騒ぎの中で自分なりに改めて考えてみたが、教育出版の教材の採用割合が高いのは理解できる。教育関係者が、授業を行った成果を検証しやすい教材を作成するのは効率がよく、当然その教材の使用率は高くなるだろう。ただ、このことを民業の観点から捉えると、問題ではないかという議論もあるが、教育関係者が直接教材を作成して検証をすることは良い面もあると思う。

ただ、これからは高副知事を筆頭にして知事部局でこの問題を議論することになるが、むしろその前に、教育委員会としてこの問題をどう考えたらいいのかを判断する必要があるのではないか。具体的なアイデアもあるが、ここで言うのは適切ではないので、教育の現場を預かっている教員が利益相反であることを踏まえて、目的が貫徹できるような設計を教育委員会が指導しなければいけないと担当課長には伝えてある。具体的な話はこれからとして、教育委員会はこの問題を放置するのではなく受け止めるべきだと思うが、教育長はどのように考えるか。

教育長： 9月県議会の本会議でも出版文化会についての質問があり、知事部局

に高副知事を筆頭とする検討委員会を作ることになったが、興委員から御指摘があったように、教育委員会としてこの問題を捉えることが重要である。もっと具体的に言えば、この補助教材の採用の権限は市町教育委員会にあり、県教育委員会だけの問題ではなく、市町教育委員会教育長代表者会のような機会で、この問題についてどのような課題があって、どのように対応していくのか、腰を据えて検討していく必要があると考えている。

興委員：採択の当事者として市町教育委員会があるが、市町教育委員会が出るまでもなく県教育委員会として、このような補助教材選定に関わる設計があるならば、県教育委員会として指導していくことがあると思う。受け身で市町教育委員会の対応を待つのではなく、そのような観点から動き出すことが必要だと思ったので、敢えて発言した。検討してほしい。

委員長：資材調達という一般的なやり方で考えていくと、防衛省が調達するような機材は完全入札にはなりえない。研究開発の必要があるので、「国としてこのような防衛機器がほしい」として開発してくれる業者を探しても、単に開発コストの安さだけで選ぶわけにはいかない。一方、県の公共物を建てるために建築会社を決める際は、スペックさえ決まっていれば誰でも建てることのできるのだから、安い業者を選べばよい。

では、この補助教材はどちらのタイプか。入札をして安いところを決めるというような、スペックを決めてやれるものなのか。それとも、教材の開発業者と学校や教育委員会が一緒になって開発しないと良いものがないので、特定の業者とつながることが多いということなのか。それを整理していかないといけない。

私も、小学校は教育出版社との結びつきが強いように思われる。テスト、ドリル、ワーク、資料集の全てにおいて過半数を占めている。ところが中学校では、テストだけは採用割合が高いが、これだけはやむを得ない。中学校において、全県下で同じようなテストをしたいということになれば、単一の業者になってしまうからである。しかし、テスト以外のドリル、ワーク、資料集については、採択業者はかなり分散している。小学校は全項目で集中しており、中学校ではテストだけで他は分散しているが、それはなぜか。ここにもヒントがあるのかもしれないので、そこも分析してほしい。我々は悪いことをしているつもりはないので、痛いところを突かれないように、きちんと学校現場と子ども達のことを考えて、最善の方法としてやってきたことを証明してほしい。もし証明できなければ、説明できるように変えていくべきである。そのどちらかしかない。

興委員：委員長の御発言のとおり、教育の実を上げるために必要であれば、民間業者に全てを任せるのではなく、県教育委員会が標準パターンを作って無料で貸し付けて教材の発行を促してもいいのではないかと思う。県教育委員会を通して教員が教材を作り、民間に提供して活用しても

らってもいいのではないか。利用料は別途徴収してもいいが、発行事業者にはそれを自由に加工してもらうなどの方法もある。ぜひそこも含めて、教育長のイニシアティブで抜本的な改革を進めてもらえればありがたい。

教 育 長： 今の御意見は事業レビューの中でもいただいたので、それも含めて幅広く検討していきたい。

委 員 長： 他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項3を了承した。

報告事項4 平成27年度静岡県公立学校教員採用選考試験実施概要

委 員 長： 報告事項8頁「報告事項4 平成27年度静岡県公立学校教員採用選考試験実施概要」、林義務教育課長、渋谷高校教育課長、渡邊特別支援教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

高校教育課長： <報告事項についての説明>

特別支援教育課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 大学関係者として要望がある。今年も10月1日に合格発表があったが、すでに辞退者も想定されている。自分の教え子もそうだが、10月1日に合格発表があっても、民間企業も同日の発表であり、かつては民間を断って先生になることが主流であったが、今はその逆である。そのことを考えると、10月1日の発表は遅すぎるのではないか。合格した人材が民間企業に流れている現実があるので、合格発表の日程をもう一度検討してほしい。同じ地方公務員でも、県庁職員の合格発表はもっと早いのではないか。他県の動向も踏まえて検討してほしい。発表を早めることで、辞退する人数は少なくなると思う。

興 委 員： 県庁職員の合格発表は10月1日以前なのか。

高校教育課長： 内定は10月1日である。

興 委 員： 内々定はやっているのか。

高校教育課長： 内々定はない。合格として合格者名簿に載せていく。

興 委 員： 教育委員会の場合は合格者名簿に載せるのはいつか。

高校教育課長： 10月1日である。

興 委 員： そうすると、県の職員とは同じ日か。

高校教育課長： 県の職員には合格通知を8月下旬に出して、内定通知を10月1日に出している。教員は10月1日に合格通知を出している。

溝 口 委 員： 発表を前倒しすれば、採用前の研修もできるのではないか。

興 委 員： 研修までできるかは別として、10月1日の発表を繰り上げるとすると、全体のスケジュールに影響が出ると思うが、いい人材を確保したいという趣旨は大事なことなので、どうしたらそれができるか、考え

委員 長： 内定を早くしても、3月31日までの間に辞める人も多数いるので、内定の前倒しという技術的で問題が解決できるのかも含めて、検討してほしい。

委員 長： 他に異議はないか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 報告事項4を了承した。

【閉会】

委員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成26年度第13回教育委員会定例会を閉会とする。